

自主防災組織活動ガイドライン

花 巻 市

令和4年5月

目 次

	ページ
はじめに	1
第 1 章 自主防災組織とは	2
第 2 章 組織の整備	3
1 組織の結成	3
2 組織の編成	3
3 組織の運営	5
第 3 章 平常時の活動	6
1 防災知識の普及・啓発	6
2 地域の災害危険箇所の把握	7
3 安否確認のための情報伝達方法の整備	8
4 防災資機材の整備	9
5 防災訓練の実施	10
6 避難行動要支援者の支援	16
第 4 章 災害時の活動	18
1 地震災害時の活動	19
2 風水害時の活動	26
3 その他の災害発生時の活動	28
第 5 章 最後に	29

参考資料集

ページ

○ 資料 1	警戒レベルと警戒レベル相当情報一覧表	31
○ 資料 2	花巻市内主要河川の避難情報を発令する基準水位	32
○ 資料 3	自主防災組織避難行動タイムライン	33
○ 資料 4	自主防災組織の防災訓練スケジュール(作成例)	36
○ 資料 5	総合訓練メニュー例	37
○ 資料 6	応急手当の要領	41
○ 資料 7	花巻市指定緊急避難場所・指定避難所一覧	44
○ 資料 8	その他参考となる資料のリンク一覧	45

はじめに

東日本大震災や熊本地震などの大規模災害では、建物倒壊・津波などによって多くの人的被害を出し、液状化現象、地盤沈下、電気・水道・ガスなどのライフラインの停止、道路の寸断など多方面においてさまざまな被害が発生しました。

また、平成28年の台風10号や令和元年の台風19号などの台風や豪雨でも河川氾濫や土砂災害、暴風などにより多くの被害が発生しています。

こうした大規模な災害が発生すると、行政や消防、警察などが行える活動には限界があるため、住民の方々の助け合いなしにはさまざまに起こる被害を乗り越えることができません。

過去の災害では、住民の安否確認、行方不明者の捜索、避難所の運営などが地域の方々の手によって行われました。また、将来、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生する恐れが指摘されていますが、災害が大きくなればなるほど地域の助け合いがより重要になってくると考えられます。

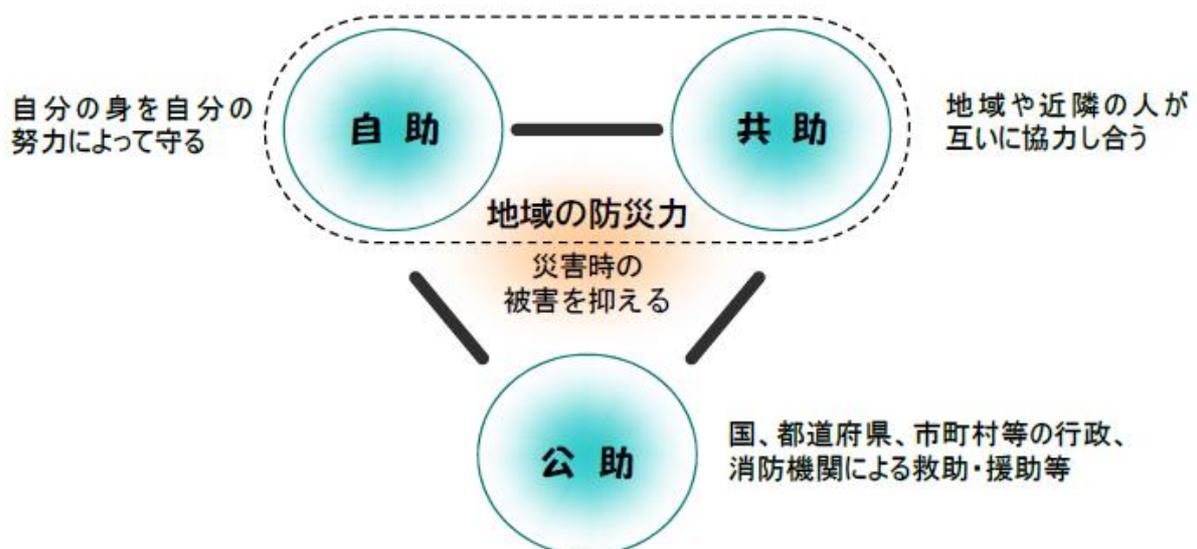
本ガイドラインは、消防庁「自主防災組織の手引」を参考にして、自主防災組織の必要性から自主防災組織の結成・運営体制の整備に関する手順、自主防災組織に期待する活動内容についてまとめたものです。

これから自主防災組織の結成をお考えの自治会・町内会等の皆さんはもちろん、既に自主防災組織を結成されている場合には体制の整備・強化や日頃からの防災活動の活性化、災害時の活動を再検討する際の参考としていただければ幸いです。

第1 自主防災組織とは

「自主防災組織」は、地域住民一人ひとりが協力・連携し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えのもと、災害発生時はもちろん、日ごろから地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むために、地域で自主的に設立する組織です。

平成23年の東日本大震災では、被害が激甚かつ広範囲に及んだことに加え、市庁舎や職員が被災し、災害発生直後において「公助」が十分に機能しえない状況に陥った地域も見られるなど、公的機関による緊急対応には限界がありました。そのため、被害を予防し、軽減するために地域住民一人ひとりの取り組み(自助)がとても重要になりますが、個人之力だけではこうした取り組みは難しいことから、隣近所の人が集まり、互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組む(共助)ために『自主防災組織』が必要となります。この自助と共助を合わせたものを地域の防災力と呼び、災害時の被害を抑える力として期待されています。



第2 組織の整備

1 組織の結成

(1) 自主防災組織の設立

地域で相談し、自治会や町内会といった既存の組織を活用するなどして、地域のやり方で組織を設立します。規約、活動計画の参考例は市役所防災危機管理課にありますのでご相談ください。また、市のホームページにも掲載しております。

(2) 書類(「自主防災組織結成届」等)の提出

自主防災組織を設立した場合、市へ「自主防災組織 結成届」「規約」「活動計画」「組織図」を提出してください。

市では、研修等の案内や災害時の緊急連絡を行う際は、届出に記載された連絡先に連絡します。代表者等を変更した場合は「自主防災組織変更届」を提出してください。

※「自主防災組織結成届」「規約(案)」「活動計画 (案)」

「組織図」「自主防災組織変更届」は市ホームページからダウンロードできます。

http://www.city.hanamaki.iwate.jp/kurashi/anshin_anzen/bousai_saigai/1000956/1000957.html



2 組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくためには、組織を取りまとめる代表者(会長・本部長)を置き、副代表(副会長・副本部長)

のほか自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成していきます。

編成に当たっては、まず地域の実情に応じて必要な班(委員会)を決め、班(委員会)ごとに班長(委員長)を定めます。

組織の基本的な班編成(例)

編成班名	日常の役割	災害時の役割
総務班 (総務委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 全体調整 他機関との連絡調整 避難行動要支援者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 全体調整 他機関との連絡調整 被害・避難状況の全体把握
情報班 (情報委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・伝達 広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握 報告活動
消火班 (消火委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 器具点検 防火広報 	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火活動
救出・救護班 (救出・救護委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 資機材調達・整備 	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班 (避難誘導委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 避難路・標識点検 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の避難誘導活動
給食・給水班 (給食・給水委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 器具の点検 	<ul style="list-style-type: none"> 水、食糧等の配分 炊き出し等の給食給水活動

(参考) 上記(例)は、花巻市自主防災組織育成指導要綱別表「自主防災組織表」を簡素化した一例です。

3 組織の運営

自主防災組織を編成し、効率的に運営していくためには、組織の目的や事業内容、役員を選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等を明確にした規約を定め、災害の発生時に迅速かつ効率的に防災活動を行い、被害の拡大を防止するための地区防災計画を策定しておくことが重要です。

また、防災活動が意義ある活動となるよう、組織の活動目標の設定や防災訓練、研修会等の活動計画を立て、安定した組織の運営を行うことが重要です。

(規約や活動計画の参考例は市役所防災危機管理課又は市のホームページから入手できます。また、インターネット上にも参考例が多数あります。)

http://www.city.hanamaki.iwate.jp/kurashi/anshin_anzen/bousai_saigai/1000956/1000957.html



第3 平常時の活動

自主防災組織は平常時から災害時に効果的な活動ができるよう、訓練、備蓄等の必要な災害への備えを行うこと、そして、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことが重要です。

平常時の活動は、「日常の活動がいざというときに役立つ」という考えで、防災活動を自分たちの日常生活の中にどのように組み込めるのかを念頭に置きながら活動を計画し、継続的に取り組むことが必要です。

1 防災知識の普及・啓発

(1) 地域ぐるみでの防災意識の醸成

地域住民が防災に関する知識を習得できるようにするためには、あらゆる機会をとらえて普及・啓発に取り組み、地域ぐるみで防災意識を醸成する必要があります。そのためには、主に以下のような方法があります。

- ① あらゆる会合の機会をとらえ、できるだけ話し合う機会を増やします。
- ② 地域の行事等の中で防災を意識づける活動を行います。
- ③ 市町村や消防機関等の講演会や研修へ参加します。
- ④ 市町村が定めている地域防災計画等の内容を十分理解するため市町村や消防機関等から説明を受け、協議する機会を設けます。
- ⑤ 災害の発生現場を視察して、被害状況やより良い対応策を考えます。
- ⑥ 地域の過去の災害事例、災害体験をまとめた広報誌を作成します。
- ⑦ 防災知識に関するチラシやパンフレットの作成・配布を行います。

※ これらの活動を行う際に支援が必要な場合は、防災危機管理課にご相談ください。

(2) 家庭内の安全対策(備え)

各家庭において災害に対する備えをしておくことは、各自の生命・身体・財産を守るばかりでなく、地域の被害を軽減するために必要不可欠です。家庭内の安全対策(備え)として次のような方法があります。

- ① 非常持出品、防災用品、食糧・飲料水、物資(停電時に必要な石油ストーブやカセットコンロを含む)を準備します。
- ② 各家庭の非常時の連絡方法などのメモを作成します。
- ③ 家具の転倒・落下防止等、災害から身を守るために日頃から工夫します。
- ④ 住宅用火災警報器の設置、防火対策、初期消火を行います。
- ⑤ 住宅の耐震化を進めます。

(昭和56年以前に建築された建物は耐震性が十分でないものがあります。市でも耐震診断事業を行っていますので、まずは耐震診断を受けて、必要であれば耐震改修を行いましょう。)

(3) 隣近所の安否確認の重要性

各家庭の安否を地区の班長等へ伝える仕組みを作ることにより、区内全世帯の安否確認が容易になります。



2 地域の災害危険箇所の把握

(1) 地域内の安全点検

地域内で危険箇所がないか住民の皆さんで点検するとともに、いざという時の避難ルートを確認し、マップ(地図)に集約して、情報を共有することが災害への備えとなります。

また、一時避難所(※)など災害時に一時的に集合する場所を決めている場合は、その場所が災害から安全であるか点検し、危険な場合には変更しましょう。

(※一時避難所は災害発生又は災害発生の恐れがある場合に一時的に集合する場所として自主防災組織等が独自に決める施設です。運営、経費については自主防災組織等の負担となります。なお、かつての一次避難所は平成26年の法改正で廃止となり、振興センター等の指定緊急避難場所に移行しました。)

(2) 地域の災害危険箇所等の把握

- ① 地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険区域、ブロック塀の安全度等の実態把握を行います。
- ② 地域の実態に即した消防活動、避難行動要支援者に配慮した避難誘導等の対応策について十分理解します。
- ③ 地域内の消火栓や防火貯水槽等の消防水利の所在を確認するとともに消火用の水利としてため池、小川等の活用も検討します。
- ④ 地域の災害履歴や災害に関する伝承などを学び、予防・応急活動に活かします。
- ⑤ 花巻市ハザードマップを活用し、災害に応じた危険箇所を把握します。



3 安否確認のための情報伝達方法の整備

災害に関する情報の収集・伝達方法としては、ラジオやテレビ、インターネットも有効ですが、自分達の住む地域の情報を集め、市や消防等からの情報を住民に伝える際は自主防災組織の役割が極めて重要となります。

この際、住民から集めた情報を整理して本部に報告したり、市・消防等からの情報を住民へ効率よく伝達するために連絡網を作成して周知するなど安否確認のための情報伝達経路を定めておくことが重要です。



4 防災資機材の整備

自主防災組織では、災害時に備え、次表に掲げるような防災資機材を備えておくと安心です。各家庭や事業所などから活用できるものを持ち寄るなど工夫して備えることも有効です。

また、防災資機材の定期的な試運転や訓練を通じて、防災資機材の使用方法を確認します。

資機材を整備する際は、次にあげる市の助成事業を活用することができます。

①コミュニティ助成事業

- ・助成団体及び事業名：（一財）自治総合センターが公募する地域防災組織育成助成事業（通称「宝くじ助成」）
- ・助成額（率）：30万円～200万円（助成率100%）
- ・対象：防災資機材の購入など（建物や車両、消耗品等は対象外）
- ・相談・申請窓口：防災危機管理課
- ・募集時期：翌年度分の募集を毎年9月頃（市から案内を送付）
- ・採択決定日：翌年4月上旬（市より通知します）

②花巻市地域づくり交付金事業

コミュニティ会議では、市から交付された地域づくり交付金を活用して、自主防災組織等が購入する防災資機材の経費に対し補助する制度を設けている場合があります。

- ・相談窓口：各地区コミュニティ会議

※ 助成金額や対象物品は地区のコミュニティ会議にお尋ねください。一般的な防災資機材として下記のようなものがあります。

目 的	防 災 資 機 材
情報収集・伝達用	携帯用無線機・拡声器・携帯用ラジオ・腕章など
初期消火用	消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、バケツなど
水防用	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋など

救出用	のこぎり、バール、はしご、スコップ、なた、ジャッキ、ロープ、チェーンソー、ガソリン携行缶など
救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シーツ、簡易ベッド、人工呼吸感染予防シートなど
避難誘導用	赤色灯(誘導灯)、懐中電灯、リヤカー、車いす用避難器具など
避難所用	発電機、警報器具、強カライト、携帯トイレ、寝袋、感染症対策資材(マスク、フェースシールド、アルコール消毒液、非接触式電子温度計、ゴム手袋)、コードリール、投光器、石油ストーブ、クリップランプなど
給食、給水用	炊飯装置、鍋、コンロ、ガスボンベ、給水タンク、飲料用水槽など
その他	簡易資機材倉庫、ビニールシートなど

5 防災訓練の実施

災害発生時、とっさに行動に移すことは難しいことです。

災害時でも体が覚えていて悩まずに行動できるよう、日頃から災害を想定した訓練を繰り返し行う必要があります。



(1) 訓練実施にあたっての留意事項

- ① 正しい知識、技術を習得するために市や消防機関の指導を受けます。
- ② 訓練終了後に訓練内容を見直して、必要な改善を行います。
- ③ 地域内の事業所等の自衛消防組織、さらに近隣の自主防災組織とも共同して防災訓練を行います。
- ④ 特定の災害だけでなく、地域の実情に即した訓練内容とします。
- ⑤ 避難行動要支援者にも配慮した効果的な訓練内容とします。
- ⑥ 市や消防機関が主催する防災訓練には積極的に参加します。
- ⑦ 短時間でも行えるよう実施方法を工夫し、毎年定期的に行います。
- ⑧ 訓練においては事故防止に努めるとともに、固定観念にとらわれず、災害の状況に応じた行動ができるようにします。

(2) 個別訓練

個別訓練には、情報収集・伝達訓練、消火訓練、救出・救護訓練、避難訓練、給食・給水訓練等があり、各班ごとに実施して知識・技術の習得に向けて繰り返し実施します。

ア 情報収集・伝達訓練

◎ 情報収集訓練

代表者は情報班に収集すべき情報（地域内の被災状況、災害危険箇所の巡視結果、地域住民の安否情報及び避難の状況）を指示し、情報班は収集して代表者に報告します。とりまとめた情報は、市や消防機関と共有します。

◎ 情報伝達訓練

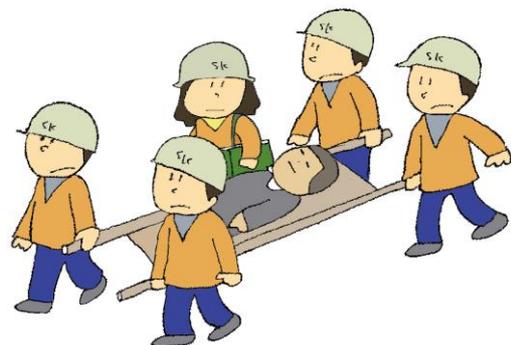
代表者は収集した情報を整理して地域住民に伝達します。また、自主防災組織で作成した連絡網を活用して1年に2回以上は情報収集・伝達の訓練を行います。（災害がいつ発生しても対応できるよう日中と夜間それぞれに分けて訓練します。）

イ 消火訓練

消火用資機材（消火器、三角バケツ、可搬式小型動力ポンプ等）の使用方法及び消火技術について習熟します。

ウ 救出・救護訓練

救出用資機材（はしご、ロープ等）の使用方法、救護所への連絡、搬送の方法、A E D(自動体外式除細動器)をはじめとする救急救命用資機材の使用方法、負傷者の応急手当の方法といった救護の要領について、日頃から市や消防機関、日赤等が実施する普通救命講習を受講する等により習熟しておきます。



工 避難訓練

避難誘導班を中心に組織全体で避難要領を把握し、定められた指定緊急避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう訓練します。その際、地区内の避難状況の把握や避難行動要支援者の避難支援などが想定通りできているかチェックします。

才 避難所の開設・運営訓練

◎ 一時避難所の開設・運営訓練

一時避難所の開設・運営についての訓練を実施します。この際、感染症対策にも留意します。

◎ 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営訓練

指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営や避難者に対する生活支援についての訓練を実施します。この際、避難所に設置する資機材の取り扱いについても訓練します。

力 給食・給水訓練

限られた資機材（炊飯装置、ろ水装置）を有効に活用して食糧や飲料水を確保する方法・技術に習熟するとともに食糧を各人に効率的に配給する方法についての訓練を実施します。

(3) 総合訓練

初期消火、救出・救護、情報伝達、避難誘導、給食・給水などの個別訓練を一連の状況の中で関連付けて実施する訓練です。実際に大規模災害が発生したと仮定し、時間の流れに沿って被害状況を付与し、これに対して自主防災組織本部以下が対応する訓練を実施します。※細部は「資料5 総合訓練メニュー例」を参照

ア 地震（震度5強）

震度5強の地震の揺れにより家屋の倒壊、火災の発生、土砂災害などが発生

訓練の順番	被害想定・対応事項	訓練種目
地震発生		
①	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の倒壊、火災の発生 ・土砂災害の発生 	イ 消火訓練
②	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の状況確認 ・住民の安否確認 	ア-(ア)情報収集訓練 ア-(イ)情報伝達訓練
③	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋倒壊により負傷者発生 ・負傷者の応急手当 	ウ 救出・救助訓練
④	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の開始 	エ 避難訓練
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設、運営 	オ 避難所開設・運営訓練 カ 給食・給水訓練

イ 浸水害、洪水、暴風

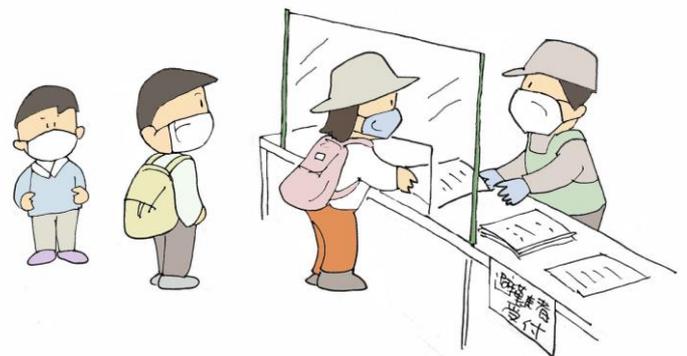
台風による河川（用水路等）の氾濫や暴風により建物の損壊が発生。

訓練の順番	被害想定・対応事項	訓練種目
①	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の接近、雨雲の発達 	ア-(ア)情報収集訓練
②	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の準備 ・安否の確認 ・避難の開始 	ア-(ア)情報収集訓練 ア-(イ)情報伝達訓練 エ 避難訓練
河川氾濫・暴風による被害が発生		
③	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の氾濫 ・家屋への浸水 ・家屋の損壊 	ア-(ア)情報収集訓練 ア-(イ)情報伝達訓練 ウ 救出・救助訓練 エ 避難訓練
④	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設、運営 	オ 避難所開設・運営訓練 カ 給食・給水訓練

ウ 土砂災害

大雨（又は台風、地震）により土石流（又は急傾斜地の崩壊）が発生し家屋倒壊が発生。

訓練の順番	被害想定・対応事項	訓練種目
①	・ 台風の接近、雨雲の発達	ア-(ア)情報収集訓練
②	・ 避難の準備 ・ 安否の確認 ・ 避難の開始	ア-(ア)情報収集訓練 ア-(イ)情報伝達訓練 工 避難訓練
土砂災害による被害が発生		
③	・ 避難所の開設、運営	オ 避難所開設・運営訓練 カ 給食・給水訓練



(4) 地区の行事との連携訓練

防災と直接には関係しない行事(運動会、キャンプ)等に防災要素を組み込んで行う訓練であり、防災を意識せずに災害対応能力を高める効果が期待できます。

(5) 図上訓練

図上で実施するものであり、災害対処のイメージトレーニングとして災害に対する地域や自らの意識に欠けているものはないかへの「気付き」を与え、今後どんな訓練を行えば良いかの「行動」につなげます。

《市内の自主防災組織による訓練などの活動事例》

◎ 特色のある防災訓練の実施

訓練を毎年継続することにより、確認できた反省点をその後の避難計画に活かすことができます。

住民の参加意識を高めるために、初期消火や救命処置(AEDと心肺蘇生)など生活に役立つ訓練を組み合わせ実施している地域や、地元の中学校と連携し地区民と中学生とが一緒に訓練を行うことにより、地域の連帯感を持たせるなどの工夫をしている地域、また、地区運動会に防災訓練の内容を取り入れるなど、ユニークな取り組みを行っている地域があります。

◎ 「防災家族カード」の作成による要配慮者(※)の把握

自主防災組織による独自の活動として、災害時の安否確認や避難支援に活かすため、各世帯に家族カードを配布して家族構成等を記入し、日中独居高齢者等の把握に役立っている地域があります。

※ 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者であり、避難行動要支援者もその中に含まれます。

◎ 地域防災マップの作成

地域内の危険箇所だけでなく、井戸や湧き水、発電機をもつ事業所要配慮者など地域で集めた情報を地図に書き込み、情報を共有しながら防災力を高めている地域があります。

◎ 自主防災組織同士及び他の様々な団体との連携

コミュニティ地区で自主防災組織の連絡協議会を設置し、組織間連携や情報共有などに活かしている地域があります。

こうした組織間で連携して活動することは、各自主防災組織の長所や短所を補い合い、地域間の格差の解消等の効果が期待されます。

また、大規模災害時は、地域が持つあらゆる力が必要になることから、地域の様々な団体と連携した幅広い活動が必要となります。

例えば、合同での防災訓練の実施のほか、民生委員とは避難行動要支援者対策、小・中学校等とは避難所運営や防災教育、企業とは人的協力、物資・資機材の協力などが考えられます。

活動にあたっては、自らの安全を確保した上で、可能な範囲内での活動とします。危険性がある場合は、市・消防・警察に通報してください。

6 避難行動要支援者の支援

(1) 「避難行動要支援者支援制度」とは

「避難行動要支援者支援制度」は、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な人を身近な地域で支える仕組みです。

要配慮者

避難行動要支援者

- ①身体障がい者手帳の肢体不自由3級以上（ただし、上肢障がい、上肢機能障がいは2級以上）に該当する者
- ②身体障がい者手帳の視覚障がい2級以上又は聴覚障がい2級に該当する者
- ③知的障がいの療育手帳A判定に該当する者
- ④精神障がい者保健福祉手帳の1級に該当する者
- ⑤要介護3以上の者
- ⑥災害時要援護者台帳に登録された者
- ⑦上記①～⑥以外の者で避難支援を必要とし名簿への掲載を希望するもの

- 妊産婦 ○乳幼児 ○未就学児童 ○児童生徒
- 日本語に不慣れな外国人等

(2) 避難行動要支援者名簿の取り扱いについて

- ◎ 市ではまず避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者に対して名簿登載をお知らせしますが、避難行動要支援者が平常時の名簿の提供を拒否する場合に限り「拒否申出書」を市に提出します。拒否しない方は提出する必要がありません。
- ◎ 次に市は避難行動要支援者名簿を自主防災組織や行政区長、民生委員等の避難支援等関係者に提供します。これを受けて自主防災組織は平常時や災害時の支援を行います。
- ◎ 名簿を取り扱う方は、情報漏えい防止の観点から「必要最小限とすること」としており、避難支援等関係者が名簿受領の際に提出する「避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書」に

- ◎ 拒否を申し出た避難行動要支援者の名簿情報については封緘した状態で自主防災組織等の代表者に渡します。市から開封の連絡があった場合のみ開封し、可能な範囲の避難支援をお願いします。
 - ◎ できるだけ名簿情報を最新の状態に保つため、市は名簿情報の更新を年2回行います。
- ※ 避難行動要支援者名簿に限らず、自主防災組織の名簿、連絡網などの個人情報の取り扱いについては、法令を守り個人情報漏洩することのないよう管理してください。

第4 災害時の活動

《ポイント》

- ◎ 災害時は、まず自分の身の安全が第一です。自分と家族の安全を確保し、火の始末を確認したうえで、隣近所と共に自主防災の活動を行いましょう。
- ◎ 安否確認活動は、地震による被害の発生又は風水害の場合に、避難行動要支援者を中心に行うこととします。市への支援や救援を必要とする場合以外は、市への報告を義務づけるものではありません。
- ◎ 必要に応じて、市から個別に安否確認をお願いしたり、職員が自主防災組織に出向いて情報収集させていただくことがあります。
- ◎ えふえむ花巻（78.7MHz）を聴きましょう。正確な情報を得ることで落ち着いて行動できます。



1 地震災害時の活動

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
発生前	 <p>災害発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災計画の策定 ○ 防災知識の普及 ○ 防災訓練の実施 ○ 資機材等の整備 ○ 災害危険箇所、避難行動要支援者の把握等
発生直後	<p>～ 災害発生直後 ～</p> <p>地域で救援活動に当たる人も含めて、大部分の人が被災者であり、生命の危機・生活環境等の破壊に対し、自助と地域住民の共助が中心となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自身と家族の安全確保 ○ 近隣での助け合い (出火防止、初期消火、救助等) ○ 津波からの迅速な避難誘導
数時間後	<p>～ 災害発生から数日間 ～</p> <p>行政や公的機関による緊急対応や地域住民と自主防災組織としては、初動対応となる消火、避難、救出・救護、給食・給水等を実施する時期となる。また、外部から様々な支援活動、人材、支援物資が入ってくる時期でもある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安否や被害についての情報収集 ○ 初期消火活動 ○ 救出活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 住民の避難誘導活動 ○ 避難支援等関係者への連絡
数日後	<p>(地域性や災害の規模によって外部からの支援時期は異なる。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所運営 ○ 自治体および関係機関の情報伝達 ○ 他団体等への協力要請 ○ 物資配分、物資需要の把握 ○ 炊き出し等の給食・給水活動 ○ 防疫対策、し尿処理 ○ 避難中の自警(防犯)活動 ○ 避難行動要支援者への配慮 ○ ボランティア活動のニーズの把握

(1) 情報の収集及び伝達

ア 情報収集(安否確認)

地震により被害が発生した場合、自主防災組織は民生児童委員、行政区長、消防団等と協力しながら、施設・家屋・道路等の情報収集と避難行動要支援者等の安否確認を行います。

収集すべき災害情報について例示すれば、次のようなものが考えられます。

被害の状況(火災・がけ崩れ等の状況並びに建物、道路及び橋等の被害状況)、電気・ガス・水道、電話等の復旧見通し、避難状況、救援活動の情報、給食・給水、生活必需品の配給に関すること等。

市は指定緊急避難場所に防災用の無線機、発電機などを配備し、地域の情報収集・伝達の拠点としています。

なお、花巻市では地震発生時に次の体制を取ります。

- ・ 震度 4 災害警戒本部の設置
- ・ 震度 5 弱 指定緊急避難場所の開設
- ・ 震度 5 強 災害対策本部の設置

自主防災組織では隣近所の安否確認を共同で行い、各班長を通じて異常の有無を自主防災組織代表者へ連絡します。人命にかかわる事態である時は直ちに 1 1 9 番に通報してください。

イ 情報の伝達と支援の要請

◎ 情報の伝達方法

自主防災組織から市、市から自主防災組織への伝達方法は、通信手段が機能しているかどうかによって異なります。

① 通信手段が途絶又は混信している場合

自主防災組織は、地域住民の捜索又は救出・救護の必要がある場合、必要な支援を市災害対策本部（市役所本庁舎）又は現地対策本部（総合支所）へ要請します。

なお、災害対策本部への連絡が困難な場合は指定緊急避難場所に連絡します。（急を要する場合は 1 1 9 番や消防団等を通じて市へ情報をつなぐことが必要です。一般世帯も支援を必要とする場合は同様です。）

② 通信手段が機能している場合

電話など通常の手段によって、原則として自主防災組織等から直接市災害対策本部（市役所本庁舎）又は現地対策本部（総合支所）に連絡します。

◎ 情報伝達事項

① 自主防災組織から市への情報

- ・ 地域住民の安否確認の情報（異状ありの場合）
- ・ 急病・けが人の医療搬送の要請（119番）
- ・ 区域内の被害状況確認（崖崩れ等被害発生のある恐れがある箇所の情報を含む）
- ・ 一時避難所の有無（その連絡先や避難者数必要物資等）

② 市から自主防災組織へ伝達する情報

- ・ 避難情報（レベル3 高齢者等避難、レベル4 避難指示、レベル5 緊急安全確保）
- ・ 市内外の被災状況（人的物的被害のほか、ライフラインの状況など）
- ・ 気象情報、災害予想（雨量や水位の状況）
- ・ 市の応急対策の状況と見通し
- ・ 避難所開設、運用状況
- ・ 生活支援情報（給水、道路、公共交通、医療体制等）
- ・ その他（公共施設の運営状況、ごみ収集）

※ 市からの情報は、えふえむ花巻、エリアメール、大迫防災行政無線、東和有線放送、テレビ放送(字幕)・ラジオ放送、Yahoo!防災速報、市の広報車などの手段によってお知らせします。

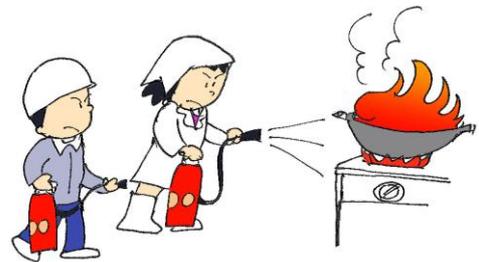
(2) 出火防止・初期消火

ア 出火防止

地震が発生したら、まず丈夫な机やテーブルの下に身を隠すなど、落ち着いて身の安全を確保します。続いて揺れが収まってからあわてずに使用中のガス器具やストーブの火を消します。地震発生時の火災は、被害を何倍にも大きくする恐れがあるため、普段から火の近くに燃えやすいものを置きません。

イ 初期消火

大きな揺れが鎮まった後、もし火災が発生していたら、用意



してある消火器、風呂の水等で消火します。それでも消火しきれないときは、大声で「火事だ」と叫び、「119番」へ通報するとともに自主防災組織の出動を呼びかけます。

(地震発生時における消火班の活動基準の一例)

- ① 各消火班員は、自分の家庭の出火防止措置及び家族の安全対策を講じます。
- ② 組織の地域内に火災が発生した場合は、最低限必要な班員が集合し次第出動します。
- ③ 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難します。
- ④ 消防機関が到着したら、その指示に従います。

(3) 救出・救護

ア 救出活動

- ① 大規模な救出作業が必要な場合には、資機材を有効に活用して救出活動を行うとともに、自主防災組織では対応が困難な場合には、速やかに消防機関等の出動を要請します。
- ② 状況に応じて、できるだけ周囲の人の協力を求めるとともに、二次災害発生の防止に努めます。
- ③ 倒壊物の下敷になった人の救出に際し、同時に火災が発生した場合には、火災を制圧しつつ救出活動にあたります。
- ④ 避難行動要支援者名簿やマップ等を活用し、効果的な救出活動を行います。

イ 救護活動

地域の医療機関、市、消防機関とあらかじめ協議して、負傷者が発生した時には医療機関又は応急救護所に搬送します。

負傷者の応急手当の方法等について、日頃から市、消防機関、日赤などが実施する普通救命講習を受講するなどして習熟しておきます。

(4) 避難誘導

地震発生後、自宅にとどまっていることが危険な状況である場合があります。また、停電等が原因で日常生活に支障をきたし、避難生活が必要となる場合があります。

その場合、周辺に声をかけながら家族と一緒に安全な場所に避難します。また、支援関係者を中心に地域の方々が協力して避難行動要支援者を指定緊急避難場所に避難させます。

ア 指定緊急避難場所への避難

市は、振興センターなど市内28ヶ所に設置した指定緊急避難場所を開設し、避難者の受入れ体制を整えるとともに備蓄物資等の提供など必要な支援を行います。その際、自主防災組織は指定緊急避難場所への避難誘導を行います。

イ 自主防災組織などが自主的に開設する一時避難所への避難

指定緊急避難場所が遠いなどの理由により必要がある場合、地域内の自治公民館等を一時避難所として開設する場合があります。一時避難所は一時的な緊急避難場所であり、一定期間の避難生活が必要となる場合は、市の開設する指定緊急避難場所（長期の場合は指定避難所）へ移動します。

（一時避難所とする自治公民館等は、災害に対して安全であることが確認された施設とします。なお、ろうそく・毛布・電気を使用しない石油ストーブなど2～3日間をしのげる程度の備蓄を推奨します。）

ウ 指定緊急避難場所が不足した場合

避難者が多数に及ぶなどして指定緊急避難場所だけでは収容しきれない場合、市が、学校施設などの指定避難所を臨時の指定緊急避難場所として開設することがありますので、自主防災組織は同所への避難誘導を行います。

(5) 指定緊急避難場所での役割

指定緊急避難場所の運営については、基本的に市職員が対応しますが、避難者の把握、物資の受入管理・配給等について自主防災組織の協力が必要です。

(6) 指定避難所の開設・運営(指定緊急避難場所から指定避難所への移行)

ア 指定避難所の開設

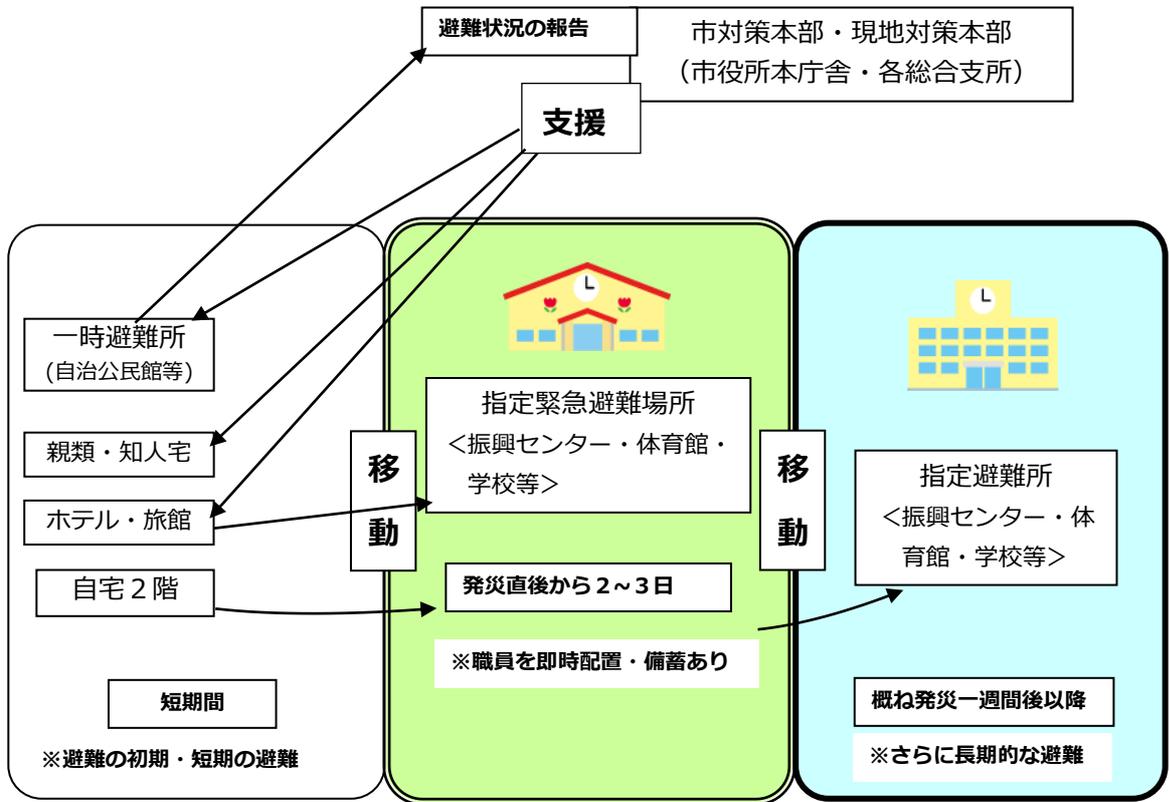
災害の危険が去ったのち、災害により多数の住宅が損壊している又は長期にわたってライフラインが停止している場合は、避難の長期化を見越して市は指定緊急避難場所を指定避難所に移行させるとともに、必要に応じて新たに指定避難所を開設します。

イ 指定避難所の運営

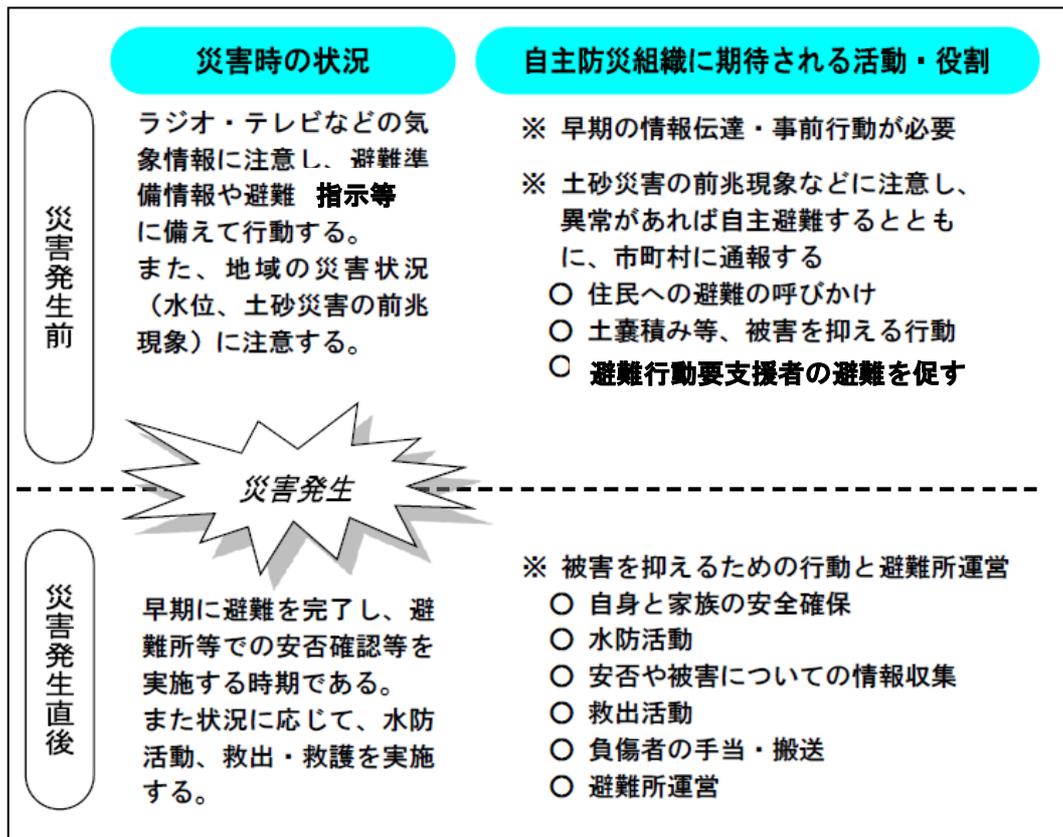
指定避難所については、自主防災組織が中心となり避難所運営組織を立ち上げ、それと並行して避難所担当職員や施設管理者の協力のもと、市災害対策本部に避難所の状況を報告し、必要な食糧、物資を要請します。また、避難が長期化した場合は、ボランティアとの連携も重要になります。



避難所開設のイメージ



2 風水害時の活動



(1) 情報の収集及び伝達

ア 情報の収集

風水害では、いかに早く避難を開始できるかが鍵となるため、正確な情報収集が重要となります。

そのため、自主防災組織は気象庁・気象台・県が発表する情報と市が発表する避難情報を正しく入手するとともに、施設・家屋・道路等の被害や危険箇所の把握と避難行動要支援者等の安否確認を行います。

イ 情報の伝達

◎ 自主防災組織から市へ伝達する情報

自主防災組織は、地域住民の安否確認の情報（異状があった場合）、急病人・けが人の医療搬送の要請（119番）、区域内施設・家屋・道路等の被害状況の情報提供(崖崩れ等被害発生の恐れがある箇所の情報を含む)、一時避難所の有無

(連絡先や避難者数、必要物資)について市へ伝達します。



◎ 市から自主防災組織へ伝達する情報

市から風水害に関する避難情報（レベル3 高齢者等避難、レベル4 避難指示、レベル5 緊急安全確保）が発令された時は、えふえむ花巻、エリアメール、大迫防災行政無線、東和有線放送、テレビ放送(字幕)・ラジオ放送、Yahoo! 防災速報、市の広報車などで情報伝達を行います。

自主防災組織では、入手した避難情報を連絡網を通じて住民に速やかにかつ正確に伝達します。

(2) 避難誘導

ア 指定緊急避難場所への避難

風水害の際は、自主防災組織は事前にテレビ・ラジオ・インターネット等から情報を入手するとともに早めの避難準備を呼びかけます。

なお、集中豪雨等のように、局地的に急激な雨をもたらす雨雲は長期的な予測が難しいことから、気象情報をこまめに確認し「雷を伴う」「大気の状態が不安定」などの言葉が使われた場合は天気の急変に備える必要があります。また屋外では「急に真っ黒な雲が近づいてくる」「急に冷たい風が吹いてきた」等の天候が急変するサインを見逃さないことが大切です。

市から避難情報（レベル3 高齢者等避難、レベル4 避難指示）が発令された時は、自主防災組織は避難行動要支援者名簿に掲載されている方の避難支援を含め、地域住民の避難を速やかに開始します。

ただし、指定緊急避難場所開設前であっても災害が切迫しているなど危険がある場合は、指定緊急避難場所の敷地など安全な場所に自主的に避難を開始します。

イ 垂直・分散避難

風水害において自主的に避難する場合は、安全な場所にある親戚・知人宅や開いている公共施設に避難（分散避難）します。また、近くに鉄筋コンクリートのような堅牢な建物がある場合は、2階又は3階以上に避難（垂直避難）することも有効です。

なお、垂直避難を行う際は、ハザードマップを確認し、避難する場所の浸水する深さや家屋倒壊等氾濫想定区域でないことを確認します。

3 その他の災害発生時の活動

(1) 市街地での大規模火災の発生など緊急的に避難が必要な場合

該当地区の住民は、自主的に又は市や消防の指示により、速やかに危険の及ばない安全な場所（公園等）へ避難します。家屋の消失等により避難生活が必要となった住民は、市の指定する避難所へ避難します。自主防災組織は、これらの避難を支援します。

(2) 雪害による被害が発生又は発生する恐れがある場合

積雪により集落が孤立するおそれがある場合は、自主防災組織は、その状況について市に報告します。市では逐次除雪をしていますが、自主防災組織からの連絡により速やかに除雪体制を強化するなどの必要な対応を行います。電話が不通となった場合、地元消防団の無線機などを利用して市と連絡をとります。



第5 最後に

自主防災組織の設立方法や活動内容について、また訓練のやり方など、分からないことがありましたら、市役所総合政策部防災危機管理課へご相談ください。

参 考 资 料 集

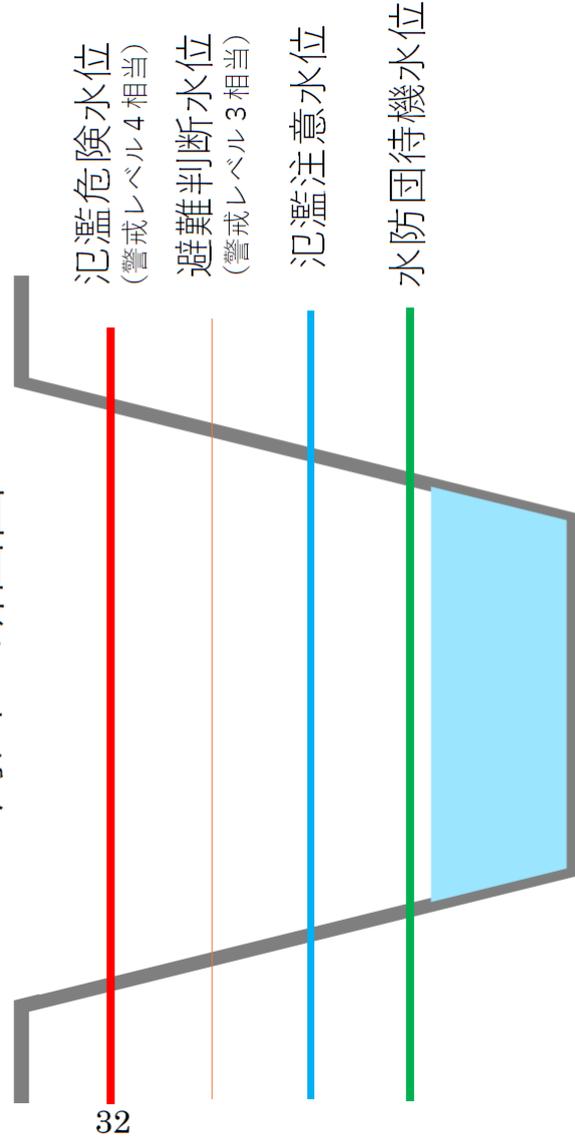
警戒レベルと警戒レベル相当情報一覧表

	住民が取るべき行動	自治体からの避難情報 (警戒レベル)	気象庁からの気象情報 (警戒レベル相当)
警戒レベル 5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	・大雨特別警報(土砂災害) ・氾濫発生情報
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示	・土砂災害警戒情報 ・氾濫危険情報
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等 は避難	高齢者等避難	・大雨警報(土砂災害) ・氾濫警戒情報
警戒レベル 2	自らの避難行動を確認		・大雨注意報 ・氾濫注意情報
警戒レベル 1	災害への心構えを高める	早期注意情報	

花巻市内主要河川の避難情報を発令する基準水位

花巻市には、避難情報を発令する基準とする河川が3河川（北上川、猿ヶ石川、稗貫川）あります。基準となる水位は、国又は県が堤防の高さや堤防の外側の土地の高さなどによって決めています。下の図は、河川断面図の参考例です。

河川の断面図



各河川の基準水位

水位	北上川		猿ヶ石川 (安野)	稗貫川 (大迫)
	石鳥谷 (紫波橋)	花巻 (朝日橋)		
氾濫危険	4.5m	5.3m	4.8m	2.6m
避難判断	4.2m	5.0m	4.4m	1.9m
氾濫注意	2.9m	3.0m	3.0m	1.9m
水防団待機	1.7m	2.0m	2.0m	1.1m

※実際の避難情報は、気象庁の防災情報や国又は県の水位予測を参考にして発令します。

(作成例) 自主防災組織避難行動タイムライン (地震)

時間	気象情報	花巻市の対応	自主防災組織の動き	住民・支援者の動き
0時	地震発生(震度5弱以上)	<ul style="list-style-type: none"> ■災害警戒本部の設置(震度5強以上は災害対策本部) ■指定緊急避難場所の開設 		<ul style="list-style-type: none"> ○揺れに注意し、自身の身を守る。 ○火を使っている時は素早く消火 ○窓やドアを開け、非常脱出口の確保
1～3分	揺れが収まった			<ul style="list-style-type: none"> ○火元の確認 ○ガスの元栓の閉鎖やブレーカーの遮断 ○火が出ている時は落ち着いて初期消火 ○家族の安全確認 ○靴やスリッパを履く
3～5分	隣近所の安全確認、出火防止、初期消火		<ul style="list-style-type: none"> ■隣近所の助け合い ◎避難行動要支援者等の安全確保 ◎けが人がいないか確認 ■出火防止の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○建物周囲の安全確認 ○隣近所に声を掛ける ○近所に火が出ていないか確認、火が出たら大声で知らせる ○漏電、ガス漏れ、余震に注意
5～10分			<ul style="list-style-type: none"> ■情報班による地域内の被害状況の確認 ■安否確認 ◎避難行動要支援者等の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○ラジオ・テレビ等により情報確認 ○避難には車を使用しない ○安否情報や地域内の被害状況の報告 ○屋根、ブロック塀、ガラス、看板、がれき等に注意
10分～1時間	火災の発見 家屋の倒壊の発見 けが人の発見	<ul style="list-style-type: none"> ■災害に関する情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ■消火班による消火活動 ◎火災拡大時は消火活動中止し消防に要請して避難 ■救出救護班による救出 ◎被災者の救出 ◎応急手当及び救護所への搬送 ◎医療搬送の市への要請 ■市からの情報を住民に正しく伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火、救出活動への協力 ○倒壊家屋の下敷きになっている人の救出 ○初期消火できない場合は119番通報し、自主防に報告
1時間～24時間	指定緊急避難場所への避難	<ul style="list-style-type: none"> ■人命救助、負傷者の救出・救護 ○急病人・負傷者を医療施設へ搬送 ○警察・消防・自衛隊と連携して人命救助・負傷者の救出・救護 ■情報伝達 避難情報、市内外の被災状況、避難所の開設・運用状況、ライフラインの状況、気象情報、災害予想等 ■ライフラインの復旧(関係機関との連携) 	<ul style="list-style-type: none"> ■避難誘導 ◎避難誘導班による避難誘導 ◎避難支援等関係者への連絡 ■指定緊急避難場所の運営への協力 指定緊急避難場所が指定避難所と共通の場合は避難所運営組織の立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定緊急避難場所への避難 自主防災組織に協力して秩序ある避難生活を営む ◎避難支援等関係者が中心となって避難行動要支援者を指定緊急避難場所へ避難
24時間～数日	指定避難所での避難生活	<ul style="list-style-type: none"> ■指定避難所の開設(指定緊急避難場所からの移行) ○避難所運営主体である避難所運営組織に業務を移管 ■福祉避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ■避難所運営組織の立ち上げ 避難所管理班、食料・物資班(炊き出し)、保健・衛生班を新たに組織 	<ul style="list-style-type: none"> ■避難行動要支援者のうち該当者の福祉避難所への移動

(作成例) 自主防災組織避難行動タイムライン (水害)

時間	天候	気象・河川情報	花巻市の対応	自主防災組織の動き	住民の動き
数日前～1日前	移動・建物への影響無し	・早期注意情報 (警戒レベル1)	○警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ■気象情報の確認 ■防災資機材や物資の確認 ■浸水注意箇所への土嚢設置など被害を抑える行動 	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報やハザードマップの確認 ○安全な場所や避難経路の確認 ○非常持出し袋の確認
1日前～18時間前	雨が降り始める	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報 ・氾濫注意情報 ・氾濫注意水位到達※ ・キキクル (浸水害) 近隣の河川が黄色表示 (警戒レベル2) 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主避難の呼び掛け ※大規模災害が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■避難行動要支援者への声掛け ■避難情報に備える ■※自主避難の場合 本部設置 ■必要に応じて自主避難の呼び掛け 	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報をこまめに確認 ○必要に応じて自主避難
18時間～3時間前	雨が強くなる	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報 ・洪水警報 ・キキクル (浸水害) 近隣の河川が赤色表示 (警戒レベル3相当) 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害警戒本部設置 ○※状況によって警戒レベル3「高齢者等避難」発令 (自主防会長に連絡) ○指定緊急避難場所開設 	<ul style="list-style-type: none"> ■本部設置 ■※設定している場合 一時避難所の開設準備 ■地域の災害状況にかかる情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者は支援者と避難について確認 ○避難の準備 ○非常持出し袋を玄関等持ち出せる場所に準備
3時間前	大雨	<ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位到達※ 	<ul style="list-style-type: none"> ○「警戒レベル3 (高齢者等避難)」発令 (市から自主防会長に連絡) ※水位が上昇する見込みがある場合 ○指定緊急避難場所開設 ○避難行動要支援者のうち提供拒否者分の名簿 (赤封筒) の開封指示 	<ul style="list-style-type: none"> ■住民への避難の呼び掛け ■市役所、消防団等との情報共有 ■※設定している場合 一時避難所の開設 ■個別避難計画に基づき避難行動要支援者の避難支援を促す ■避難行動要支援者のうち提供拒否者分の名簿 (赤封筒) を開封し、対象者の避難支援を検討し、可能ならば実施 ■必要に応じて災害状況を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者は支援者の支援を受け避難開始 ○浸水想定区域内の住民は避難行動開始 ※家屋等倒壊区域内の住民は早急に避難すること ○非常持出し袋を持って避難 ○家の周りの安全確認
2時間前	大雨が一層激しくなる (一部で内水、道路冠水発生)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位到達※ ○キキクル (浸水害) 近隣の河川が紫色表示 (警戒レベル4相当) 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部設置 ○「警戒レベル4 (避難指示)」発令 	<ul style="list-style-type: none"> ■住民への避難呼び掛け ■避難行動要支援者等の避難状況・安否確認 ■必要に応じて救援・救助要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難対象区域内の住民避難完了
災害発生	非常に強い大雨 (浸水想定区域で住宅浸水、家屋倒壊等発生)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・大雨特別警報 (浸水害) ・キキクル (浸水害) 近隣の河川が黒色表示 (警戒レベル5相当) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「警戒レベル5 (緊急安全確保)」発令 ○※災害により住家被害が発生 指定避難所を開設 (3日後～) 	<ul style="list-style-type: none"> ■避難先での安否状況の確認 ■避難者から被害状況の情報収集 ■収集した情報を市に報告 ■※指定避難所設置後 市と協力して指定避難所運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○身を守る行動の実施 ・自宅の少しでも高い場所へ移動 ・近隣の少しでも高く堅牢な建物へ移動

※氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位…北上川、猿ヶ石川、稗貫川で設定されている

(作成例) 自主防災組織避難行動タイムライン (土砂災害)

時間	天候	気象・河川情報	花巻市の対応	自主防災組織の動き	住民の動き
数日前～1日前	移動・建物への影響無し	・早期注意情報 (警戒レベル1)	○警戒体制	■気象情報の確認 ■防災資機材や物資の確認 ■浸水注意箇所への土嚢設置など被害を抑える行動	○気象情報やハザードマップの確認 ○安全な場所や避難経路の確認 ○非常持出し袋の確認
1日前～18時間前	雨が降り始める	・大雨注意報 ・キキクル(土砂災害)で土砂災害警戒区域等のある居住地区が黄色表示 (警戒レベル2)	○自主避難の呼び掛け ※大規模災害が予想される場合	■避難行動要支援者への声掛け ■避難情報に備える ■※自主避難の場合本部設置 ■必要に応じて自主避難の呼び掛け	○気象情報をごまめに確認 ○必要に応じて自主避難
18時間～3時間前	雨が強くなる	・大雨警報(土砂災害) (警戒レベル3相当)	○災害警戒本部設置	■本部設置 ■※設定している場合一時避難所の開設準備 ■地域の災害状況にかかる情報収集	○避難行動要支援者は支援者と避難について確認 ○避難の準備 ○非常持出し袋を玄関等持ち出せる場所に準備
3時間前	大雨	・キキクル(土砂災害)で土砂災害警戒区域等のある居住地区が赤色表示 (警戒レベル3相当)	○「警戒レベル3(高齢者等避難)」発令(市から自主防会長に連絡) ※土砂災害が発生する大雨になる見込みの場合 ○指定緊急避難場所開設 ○避難行動要支援者のうち提供拒否者分の名簿(赤封筒)の開封指示	■住民への避難の呼び掛け ■市役所、消防団等との情報共有 ■※設定している場合一時避難所の開設 ■個別避難計画に基づき避難行動要支援者の避難支援を促す ■避難行動要支援者のうち提供拒否者分の名簿(赤封筒)を開封し、対象者の避難支援を検討し、可能であれば実施 ■必要に応じて災害状況を報告	○避難行動要支援者は支援者の支援を受け避難開始 ○土砂災害警戒区域内の住民は避難行動開始 ○非常持出し袋を持って避難 ○家の周りの安全確認
2時間前	大雨が一層激しくなる(一部で内水、道路冠水発生)	○土砂災害警戒情報 ・キキクル(土砂災害)で土砂災害警戒区域等のある居住地区が紫色表示 (警戒レベル4相当)	○災害対策本部設置 ○「警戒レベル4(避難指示)」発令	■住民への避難呼び掛け ■避難行動要支援者の避難状況・安否確認 ■必要に応じて救援・救助要請	○避難対象区域内の住民避難完了
災害発生	非常に強い大雨(浸水想定区域で住宅浸水、家屋倒壊等発生)	・大雨特別警報(土砂災害) ・キキクル(土砂災害)で土砂災害警戒区域等のある居住地区が黒色表示 (警戒レベル5相当)	○「警戒レベル5(緊急安全確保)」発令 ○※災害により住家被害が発生指定避難所を開設(3日後～)	■避難先での安否状況の確認 ■避難者から被害状況の情報収集 ■収集した情報を市に報告 ■※指定避難所設置後市と協力して指定避難所運営	○身を守る行動の実施 ・自宅の少しでも高く、山側から遠い場所へ移動 ・近隣の少しでも高く堅牢な建物へ移動

※自主避難…市の避難情報が発令されない場合でも前兆現象がある場合は市に報告後ただちに避難すること

<主な前兆現象>小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等

自主防災組織の防災訓練スケジュール(作成例)

資料4

時刻	全体の流れ	自主防災組織			備考
		会長・副会長等	各班長	広報連絡班 救出・救護班	
9:00	自宅待機		各自、自宅において訓練開始まで待機		-
9:30	訓練開始 (大雨・洪水警報発表)	・会長がHP、FB、TW、YBにより大雨警報等発表を受電	各班員は自宅待機		-
9:35	市が「高齢者等避難」発令 本部メンバーの招集	・会長が市から「高齢者等避難」の発表を受電 ・会長は各班長に指定緊急避難場所への参集を連絡網で伝達	各班長は会長からの参集の連絡を受け指定緊急避難場所に集合、班員は自宅待機	・会長からの参集の連絡を受け、班長は指定緊急避難な場所へ ・同時に、班長は班員へ指定緊急避難場所への参集を連絡	-
	本部会議開催		本部会議：気象情報の共有・確認、今後の対応の決定等		
10:00	避難者の受付開始	・必要に応じて避難者受入の応援	各班員は班員へ現在の情報を伝達するとともに、指定緊急避難場所へ集合 ・班員は指定緊急避難場所へ集合	・指定緊急避難場所での避難者の受入準備、受入開始	-
10:50	伝達事項の確認		各班員は、伝達内容確認票を受け取り記入		-
11:00	避難状況把握 避難完了	・避難者数の報告を受け、会長は市役所へ避難状況を報告	各班員は、記入した伝達内容確認票を提出	・避難者数を集計し会長へ報告	-
11:20	訓練振り返り		訓練振り返り(講評、会長・副会長、各班長等から意見・感想の発表)		
11:50	終了		解散		

《総合訓練メニュー一例》

「避難情報 警戒レベル3 高齢者等避難開始」の訓練

【災害の想定（例）】

月 日、気象庁は午後1時ごろ花巻市を通過見込みの大型台風で、雨量が1時間に80mmの豪雨と最大瞬間風速35mの予想を発表した。すでに北上川朝日橋観測所の水位が5.0m（避難判断水位）に到達した。

このことから、花巻市は午前9時00分、「警戒レベル3」「高齢者等避難」を発令し、自主防会長に緊急連絡があった。

※実際は、自主防災会への緊急連絡を終えると市民に向けて発令の知らせがあります。

この想定のもとで「高齢者等避難」の訓練を実施する。

【訓練内容（例）】

	内 容
1	花巻市から自主防災会に「警戒レベル3」の緊急連絡
2	自主防災会本部を立ち上げる
3	自主防災会組織を通じて支援者に緊急連絡（情報伝達訓練）
4	支援者、要支援者と家族による避難の事前調整及び避難（避難訓練）
5	自主防災会本部と支援者による振り返り

【留意点】

※ 要支援者に対して、いきなり避難訓練を求めてもうまくいくとは限りません。

まずは、お互いの信頼関係が得られるように定期的な顔合せと話し合いが大切です。

《総合訓練メニュー一例》

「避難情報 警戒レベル4 避難指示」の訓練

【災害の想定（例）】

月 日、気象庁は午後1時ごろ花巻市を通過見込みの大型台風で、雨量が1時間に80mmの豪雨と最大瞬間風速35mの予想を発表した。すでに北上川朝日橋観測所の水位が5.3m（氾濫危険水位）に到達した。

このことから、花巻市は午前10時45分、「警戒レベル4」「避難指示」を発令し、自主防会長に緊急連絡があった。

※実際は、自主防災会への緊急連絡が終わると市民に向けて発令の知らせがあります。

この想定のもとで「避難訓練」を実施する。

【訓練内容（例）】

	内 容
1	花巻市から自主防災会に「警戒レベル4」の緊急連絡
2	自主防災会本部を立ち上げる
3	自主防災会組織を通じて各班長に緊急連絡（情報伝達訓練） 一時避難所設営・避難所受付設置（避難所開設訓練）
4	班長は各家庭に緊急連絡（情報伝達訓練）
5	一時避難所に避難（避難訓練）

【留意点】

- ※ 「警戒レベル3 高齢者等避難」や「警戒レベル4 避難指示」の訓練を行うためには「緊急連絡網の整備」「避難情報の周知」「避難場所の周知」等の準備が必要となります。
- ※ 訓練を段階的に重ねていく過程で防災力が育ち、より確かな防災能力を身に付けることが出来ます。
 - 「非常時持ち出し品」の準備
 - 「安否確認リスト」の作成
 - 「時間測定」の実施
 - 「班長の補佐として次年度班長を指名し、次年度班長に各家庭への連絡を分担させる」（次年度班長は翌年度に班長となるため、新年度での対応がスムーズになる。）

《総合訓練メニュー一例》

「地震(震度5強)発生」の訓練

【災害の想定(例)】

月 日、午前9時30分、花巻市西部を震源とする内陸地震が発生。
 気象庁の緊急放送によると、花巻が震度6(弱)と発表された。
 この想定のもとで、「安否確認訓練」と「情報伝達訓練」を実施する。

【訓練内容(例)】

	内 容
1	各家庭の自分と家族の安全確保(シェイクアウト訓練)
2	出火防止と初期消火(消火訓練)
3	家族や隣近所の安否状況を班長に伝える(情報伝達訓練)
4	自主防災本部を立ち上げる
5	班長は自主防災本部に班の安否状況を伝達(情報伝達訓練)
6	自主防災会本部は、地区全体の安否を掌握する

【留意点】

- ※ 水害や土砂災害と地震では情報伝達の流れが逆になります。
 また地震発生時には電気、電話やインターネットが不通になる可能性が高いため、それを考慮した訓練も必要です。
 - 「家具転倒の下敷きになった人の救助要請連絡」
 - 「負傷者搬送訓練」
 - 「救命訓練」
 - 「一時避難所に避難する訓練」
 - 「無線機を使用した通信訓練」
- ※ 各家庭は、班長や周りの人に安全であることを玄関先に知らせる工夫(黄色のハンカチ等)が必要です。
 (電話不通時においても安否確認を迅速に実施するため)

《総合訓練メニュー一例》

「初期消火」の訓練

【目的（例）】

地震発生の際に火災を出すことがなければ、火に追われて避難することもなく、負傷者を落ち着いて救護することが可能となるため、「出火防止」と「初期消火」は重要です。

また、そのために「消火器」と「住宅用火災警報器」が全世帯に設置されており、かつ消火器の使用方法を習得することが必要です。

【訓練内容（例）】

	内 容
1	消防署の指導による防火の講話
2	初期消火・通報訓練
3	各家庭の消火器、住宅用火災警報器保有のアンケートの実施

【留意点】

※ 消火訓練の前提として以下の2項目が重要です。

- 1 「消火器と住宅用火災警報器を各世帯が保有している。」
- 2 「消火器による初期消火が出来る。」

応急手当の要領

1. 切りキズなどによる出血

キズの手当では、1. 出血を止める(止血)、2. 細菌の侵入を防ぐ、3. 痛みをやわらげる、という3つのことを意識しながら行う。



応急手当

1. じかに血液にふれないようにビニール・ゴム手袋を利する(スーパーパーの袋などでもよい)。
2. 患部を清潔に保ち、包帯などを巻く。
3. 出血しているところを完全におおえる大きさの清潔なガーゼをかききれいなタオルでやや強く押さえ、止血する。

2. やけど

応急手当

1. 水道水などのきれいな流水で患部を十分に冷やす。
2. 水ぶくれは破らないようにする。



※キズ、やけどの場合、やたらに医薬品を使うのはやめよう。
※キズ口に直接、わたやチリ紙を当てないよう

3. 骨折

★骨折のみがた

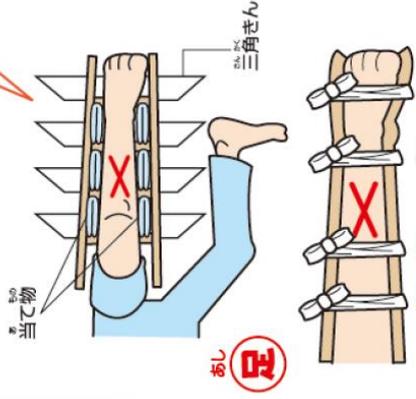
- 激しい痛み ● はれたり変形している
- 冷や汗がでたり、寒気がする ● さわってみると骨がずれている
- キズ口から骨のほしが出ている

応急手当

1. 出血している場合は、その手当てをする。
2. 副子を当て、痛くない位置で固定する。副子は骨折部分の上下の関節より長くする。
3. 骨が突き出しているときは、その上に清潔なガーゼをかききれいなタオルを当て、シーツなどでぐるむ。



固定のしかた

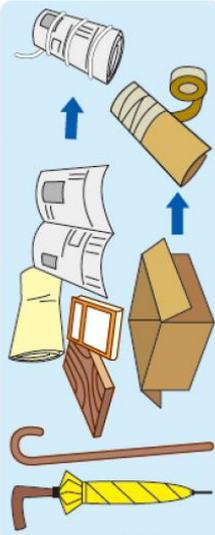


1. 骨折しているところに副子を当て、その上下を固定する。
2. 三角ざんでつつたあと、さらに胸部に固定する。

1. 骨折しているところの両側から、副子を当てる。
2. 関節が動かないよう、1～4の順番に固定する。

★副子とは?

棒や板、かさ、ステッキ、段ボール、新聞紙・雑誌(かたく折り曲げる)、毛布などで、骨折部分を動かないように固定できるもの。



出典：「わたしの防災サバイバル手帳」(消防庁)
(https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/item/activity/education/bousai/survival_r020320.pdf)

救命処置

① 周囲の安全確認

たおれている場所が安全かどうかを確認し、危険な場所ならば安全な場所に移動します。

② 反応の確認と応援

声をたたきながら、できるだけ首までの近くで「わかりますか」などと呼びかけ、反応がない場合には、すぐに「誰か来てください」と大声で助けを求めます。

③ 119 番通報と AED の手配

119 番通報して救急車を呼んでもらったり、AED を持ってきてもらいます。

④ 呼吸の確認

胸から腹のあたりが動いているか 10 秒以内で見て、普段どおりの呼吸をしているか確認する。普段どおりの呼吸をしているか、分からない場合には、心停止と判断して胸骨圧迫を開始します。



⑤ 胸骨圧迫

① 胸の真ん中に手を重ね、垂直に体重をかけ、胸が約 5cm 沈み込むように、1 分間に 100 回～120 回の速さで絶え間なく圧迫します。
② 圧迫と圧迫の間は、沈んだ胸が元の位置に戻るように戻ります。



⑥ 人工呼吸

(※ためらわれぬ場合は胸骨圧迫のみ続けてください。)

① 胸骨圧迫を 30 回実施後に、気道確保と人工呼吸を行います。
② 気道確保は、あご先を持ち上げながら顔を後方に押し下げ、顔をそらして気道を確保し、親指と人差し指で、鼻をつまみ鼻の穴をふさぎます。
③ 人工呼吸は、大きく口をあけて、胸の上がりが見える程度の量の息を、約 1 秒かけて静かに 2 回吹き込みます。



⑦ 胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ

胸骨圧迫 30 回と人工呼吸 2 回の組み合わせを絶え間なく、続けて行います。

⑧ AED

① AED が到着したら、まず電源を入れます。



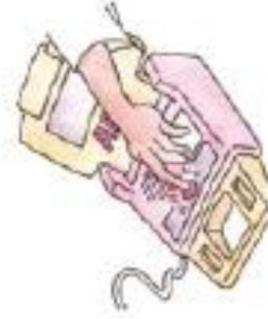
② 音声メッセージにしたがって、電極パッドを胸に貼ります。



③ 電気ショックが必要かどうかを AED が判断します。心電図解析中は誰も傷病者に触れないようにします。



④ 電気ショックが必要な場合、誰も傷病者に触れていないことを確認したら、「ショックボタンを押してください」という音声指示にしたがって、点滅しているショックボタンを押します。



⑤ 電気ショックを実施した後、すぐに胸骨圧迫から心蘇生法を再開します。

出典：「わたしの防災サバイバル手帳」（消防庁）
(https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/item/activity/education/bousai/survival_r020320.pdf)

花巻市指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(R4.4現在)

行政区	指定緊急避難場所	指定避難所
花巻地域		
松園町一区～五区、新田(しんでん)	松園振興センター	松園振興センター 総合体育館 花巻北中学校 花北地区社会体育館
星が丘一丁目	(洪水時以外)	
浅沢、四日町一丁目 一区・二区、四日町 二丁目・三丁目、愛 宕町、桜台、坂本町、 小舟渡	花北振興センター (洪水時) 桜台小学校 花巻小学校	花北振興センター 桜台小学校 花巻小学校 まなび学園(*)
西大通り、材木町、 北万丁目、南万丁目、 若葉町、石神町、藤 沢町、桜木町	文化会館(*)	文化会館(*) なはんプラザ 花巻中学校 若葉小学校 花巻南高
一日市、南川原町、 鍛冶町、大通り一丁 目・二丁目、末広町、 双葉町、上町、豊沢 町、東町、大町、仲町、 御田屋町、花城町一 区・二区、吹張町	まなび学園(*)	まなび学園(*) なはんプラザ 花巻中学校 花巻小学校 市民体育館
里川口町、城内	花巻小学校	
諏訪、桜町一丁目～ 四丁目、南城、十二 丁目、成田、山の神、 大谷地	花南振興センター	花南振興センター 南城小学校 南城中学校 花南地区社会体育館 富士大学
鉛、下シ沢、大沢、 志戸平		旧前田小学校体育館
根岸、神明、橋本、 西晴山、上根子上区、 一本杉、才の神、上 円膝、八幡、二ツ堰、 中村、下円膝	湯口振興センター	湯口振興センター 湯口小学校 湯口中学校 湯口地区社会体育館
新田(あらた)、熊野、 古館、中根子	文化会館(*)	文化会館(*) なはんプラザ 花巻中学校 若葉小学校 花巻南高校
南中根子	太田振興センター 湯口振興センター	富士大学
鍋倉一区・二区	湯口振興センター	鍋倉ふれあい交流 センター
糠塚、北湯口の一・ 二、大畑、二枚橋、 下湯本、上湯本台一・ 二、金矢、狼沢、柵 ノ目、小瀬川、花巻 温泉、台温泉、宇津 野	湯本振興センター	湯本振興センター 湯本小学校 湯本中学校 湯本地区社会体育館
二枚橋駅前	湯本振興センター 宮野目振興センター	花巻農業高校 二枚橋体育館
矢沢、幸田、高松第 一～第三、高木第一 ～第三、高木小路、 東十二丁目	矢沢振興センター	矢沢振興センター 矢沢小学校 矢沢中学校 矢沢地区社会体育館
西宮野目第一～第 四、東宮野目、本館、 葛第一・第二、田力、 上似内、下似内	宮野目振興センター	宮野目振興センター 宮野目小学校 宮野目中学校 宮野目地区社会体育館 宮野目体育センター 花巻北高校
山関、上太田、柴林、 折沼、姥宿、泉畑、 清水町、中央、坂杉、 下坂井、大森	太田振興センター	太田振興センター 太田小学校 太田地区社会体育館

行政区	指定緊急避難場所	指定避難所
尻平川、横志田、栃 内、南笹間、中笹間、 北笹間、轟木	笹間振興センター (洪水時、上記に加え) 笹間第一小学校 笹間第二小学校 笹間第二小学校	笹間振興センター 笹間第一小学校 笹間第二小学校 笹間地区社会体育館 西南中学校
大迫地域		
大迫上町、大迫旭町、 大迫仲町、大迫川原 町第1・第2、大迫 下町、大迫葡萄沢、 大迫上の台	大迫振興センター	大迫振興センター 大迫小学校 大迫体育館 大迫高校 大迫ふるさとセン ター
内川目第1・第2、 内川目中央、内川目 折壁、内川目大又、 内川目小又	内川目振興センター (*)	内川目振興センター(*) 旧内川目小学校 大迫労働安全衛生推 進施設
外川目第1～第4	(土砂災害時以外) 外川目振興センター (土砂災害時) 下中居自治公民館	外川目振興センター 外川目地区社会体育 館
亀ヶ森第1～第4	亀ヶ森振興センター	亀ヶ森振興センター 旧亀ヶ森小学校 亀ヶ森地区農業者ト レーニングセンター
石鳥谷地域		
石鳥谷第1～第6・ 第15～第19	(洪水時以外) 好地振興センター(*) (洪水時) 石鳥谷小学校 石鳥谷生涯学習会館(*)	好地振興センター(*) 石鳥谷小学校 石鳥谷生涯学習会館(*) 石鳥谷体育館
石鳥谷第7～第9	大瀬川振興センター	大瀬川振興センター 大瀬川構造改善セン ター
石鳥谷第10～第14	八日市振興センター	八日市振興センター 八日市構造改善セン ター
八幡第1～第6	(洪水時以外) 八幡振興センター (洪水時) 八幡小学校	八幡振興センター 八幡小学校 八幡交流センター
八幡第7	宮野目振興センター	二枚橋体育館 花巻農業高校
八重畑第1～第12	八重畑振興センター	八重畑振興センター 八重畑小学校
新堀第1～第8	(洪水時以外) 新堀振興センター (洪水時) 石鳥谷東部土地改良 区	新堀振興センター 新堀小学校 新堀ふれあいセン ター
東和地域		
小山田第1～第4	小山田振興センター	小山田振興センター
土沢第1～第6、第 9	土沢振興センター (*)	東和中学校 東和体育館 東和農業者トレー ニングセンター
土沢第7・第8、中 内第1・第2	成島振興センター (*)	成島振興センター (*)
中内第3～第5	浮田振興センター	浮田振興センター
谷内第1～第3	谷内振興センター	谷内振興センター 浮田振興センター
谷内第4	谷内振興センター	谷内振興センター 田瀬振興センター 田瀬地区社会体育館
田瀬第1	田瀬振興センター	田瀬振興センター 田瀬地区社会体育館
田瀬第2・第3		田瀬振興センター 田瀬地区社会体育館

* 飼い主とペットと一緒に避難できる施設

その他参考となる資料のリンク一覧

○自主防災組織の手引（平成 29 年 3 月）

<https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/>



○花巻市自主防災組織育成指導要領（平成 20 年 8 月 7 日告示第 261 号）

https://www.city.hanamaki.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/957/youkou.pdf



○花巻市避難行動要支援者名簿に関する条例

（令和元年 12 月 12 日条例第 40 号）

https://en3-jg.d1-law.com/hanamaki/d1w_reiki/H501901010040/H501901010040.html



○花巻市避難行動要支援者避難支援計画

（平成 28 年 3 月策定、令和 2 年 4 月改定）

https://www.city.hanamaki.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/895/zentaikeikaku0204.pdf



○花巻市指定避難所運営マニュアル（令和 2 年 9 月策定）

○花巻市指定緊急避難場所運営マニュアル（令和 2 年 9 月策定）

○避難所におけるペット対応ガイドライン（令和 2 年 9 月策定）

https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kurashi/anshin_zen/bousai_saigai/1012998.html



○指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kurashi/anshin_zen/bousai_saigai/1007078/index.html



花巻市自主防災組織活動ガイドライン

発 行

令和4年5月

企画・編集

花巻市総合政策部防災危機管理課